

平成28年12月市議会定例会提出予定案件

【後段本会議】

(議案)

- 1 茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

【後段本会議】

議案第 83 号	茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
<p>○平成 28 年人事院勧告に基づく休暇制度の見直しに伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none">・ 主な改正内容<ul style="list-style-type: none">①茨木市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正<ul style="list-style-type: none">ア 介護休暇（原則 6 月以内）の分割請求を 3 回まで可に改正イ 連続する 3 年の期間内で、1 日につき 2 時間以内で必要と認められる時間勤務しないことができる介護時間制度を新設ウ 育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限に係る子の範囲について、特別養子縁組の監護期間中の子等を対象に拡充②茨木市職員の育児休業等に関する条例の一部改正<ul style="list-style-type: none">・ 部分休業と育児時間又は介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間が 2 時間までとする旨を規定・ 施行日 平成 29 年 1 月 1 日	